

## 東京都江戸東京博物館外 5 施設 指定管理者評価委員会設置要綱

令和3年4月12日  
3生文企第47号  
生活文化局長決定

### (目的)

第1 知事が、次に掲げる規定により指定した指定管理者に行わせる平成29年度から令和2年度までの東京都江戸東京博物館外 5 施設の管理運営に関する業務について、公正かつ適正な評価を行うため、東京都江戸東京博物館外 5 施設指定管理者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 東京都江戸東京博物館条例(平成4年東京都条例第149号)第15条
- (2) 東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第16条
- (3) 東京都現代美術館条例(平成6年東京都条例第81号)第16条
- (4) 東京都美術館条例(昭和39年東京都条例第117号)第16条
- (5) 東京文化会館及び東京芸術劇場条例(昭和36年東京都条例第33号)第13条

### (所掌事項)

第2 委員会は、第1に定める目的のため、次の(1)から(3)までに掲げる業務を行う。

- (1) 各年度の指定管理者の業務に係る評価に関すること。
- (2) (1)に定める評価に当たって、東京都の文化施策を効果的に推進する観点から、助言を行うこと。
- (3) その他、都立文化施設の指定管理者の業務を評価するに当たって、東京都生活文化局長(以下「局長」という。)が必要と認める業務を行うこと。

### (委員会の構成)

第3 委員会は、委員長及び委員をあわせ10名以内で構成する。

2 委員は、文化施設の管理運営業務等に十分な識見や経験を有する者のうち局長が委嘱する者とする。

### (委員長)

第4 委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

### (専門委員)

第5 局長は、委員会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、局長が委嘱する。

(部会)

- 第6 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員又は専門委員は、委員長が指名する。
  - 3 部会には部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委員の任期)

- 第7 委員の任期は、就任した日から令和4年3月31日までの間とする。
- 2 期間中に委員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の解散)

- 第8 委員会は、東京都江戸東京博物館外5施設の指定管理者の管理運営に関する業務について、令和4年3月31日を以て解散する。

(会議)

- 第9 委員長が、委員会を招集し、主宰する。

(公開等)

- 第10 委員会及び部会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。
- (1) 個人のプライバシー保護が必要な場合
  - (2) 企業秘密保護が必要な場合
  - (3) 法令等により公にすることができないと認められる情報が含まれる場合
- 2 前項の規定により審議を非公開とする場合は、委員長が委員会に諮って決定する。
  - 3 委員会及び各部会の議事録、会議資料等は、原則公開とする。ただし、2の規定により審議を非公開とした場合は、議事録は非公開とし、議事要旨を公開する。

(守秘義務)

- 第11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第12 委員会の庶務は、東京都生活文化局文化振興部において処理する。

(補則)

- 第13 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。